

さいたま市子どもの居場所づくり事業への運営費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域社会の中で子どもたちが健全に成長できる環境づくりを推進するため、次条に規定する子どもの居場所づくり事業に取り組む者に対し、予算の範囲内で当該事業の実施に要する経費の一部を補助することについて、さいたま市補助金等交付規則（平成13年さいたま市規則第59号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 市内に住所を有する18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- (2) 食事 即時、食するために提供された食品をいう。
- (3) 食材 調理前の食品、または調理を要さず食することができるものであって、即時、食するために提供されたものでないものをいう。
- (4) 子どもの居場所づくり事業 子どもの健全育成を目的として子どもが安心して過ごすことができる場を提供するため、会食事業、食品等配布事業、学習支援事業を実施する事業をいう。
- (5) 会食事業 子どもに無料又は低額で食事（飲み物についてはアルコール類を除く。）を提供する事業をいう。
- (6) 食品等配布事業 生活に困難を抱える子どものいる世帯に対して無料で食材や日用品等を配布する事業をいう。
- (7) 学習支援事業 子どもに対して学習支援や生活習慣の定着に伴う支援を行う事業をいう。

(対象者)

第3条 補助金の交付の対象者は、次のいずれかの要件を満たす者とする。

- (1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第1項に規定する子

ども・子育て支援又は青少年の健全な育成を目的とする活動に取り組んでいる者
で、市内に住所を有する者（団体にあつては市内に主たる事務所を有する者）

(2) 前号に掲げる者を支援する者で、市内に住所を有する者（団体にあつては市内
に主たる事務所を有する者）

(3) 前2号に掲げる者のほか、市長が適切と認める者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付の
対象者としなない。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122
号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊
営業並びにこれらに類する業を営む者

(2) 暴力団（さいたま市暴力団排除条例（平成24年さいたま市条例第86号）第
2条第1号に規定する暴力団をいう。）である団体、暴力団員（同条第2号に規定
する暴力団員をいう。）が役員（代表者、理事、監事又はこれらに準じる者をいう。）
となっている団体及び暴力団員個人

(3) 前2号に掲げるもののほか、事業を行う者として不適格であると市長が認める
者

（対象事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、次に掲げる要件の全てを満たすものとす
る。

(1) 営利を目的としないこと。

(2) 事業の実施場所は、市内とし、会食事業については、原則として同一の場所で
実施すること。

(3) 事業の実施日は、第8条の規定による補助対象期間において、やむを得ない事
情により開催できない月を除き、2か月に1日以上とすること。ただし、月に5
日以上実施した場合において、補助金の対象となるのは、事前に報告のあった4
日とする。

(4) 事業の参加者に対し、市が実施する子ども・青少年の育成に関する事業の情報
提供を行うとともに、参加者相互の交流の促進を図り、参加者の増加に努めるこ

と。

(5) 事業実施中の事故や食中毒等に対応できる保険に加入すること。

(6) 会食事業にあつては、次の要件を満たすこと。

ア 食事の提供に当たっては、食品衛生法（昭和22年法律第233号）等の関連法令を遵守し、事業の実施前（既に実施している場合は申請前）に保健所に衛生管理について相談すること。

イ 子どもや子どもの保護者等に対する子どもの食物アレルギーや健康状況の確認、食物アレルギー物質を含む食品の表示等のアレルギー対策のほか、施設使用上の配慮等、安全の確保に努めること。

ウ 交流等を目的とし、子どもや補助金の交付の決定を受けた団体の構成員ではないボランティア（以下、子ども等という）以外の者に食事を提供した場合、食事の提供に係る実費相当を徴収すること。

（禁止事項）

第5条 補助事業者は、事業の実施に当たり、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗教若しくは教団を支持しようとする行為

(2) 特定の政党の利害に関する行為又は選挙に関し特定の候補者を支持しようとする行為

(3) 事業に関係のない物品の販売、広告、宣伝、勧誘等の営業行為

(4) 事業の実施にあたり、補助金を申請した個人または団体以外の者に、補助金の対象となる食事材料や、補助金で購入した備品等を不当に使用させる行為

(5) 前各号に掲げるもののほか、補助金を支出する市の公正性、公平性、中立性等を損なう行為又はそのおそれのある行為

（秘密保持）

第6条 補助事業者は、事業を実施する上で知り得た参加者の個人情報等を他に漏らしてはならない。

（補助対象経費及び交付額）

第7条 補助金の交付の対象となる経費及び交付額は、別表1のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する経費は、補助金の交付対象としない。

(1) 補助事業者の経常的な活動に要する経費

(2) 国、他の地方公共団体及び市、その他の団体等から他の補助金を受けている経費

(3) 支払いにクレジットカードを使用し、ポイントが付与された場合、又は支払いを現金で行い、ポイントカードにポイントが付与された場合は、その支払いをした経費。ただし、付与されたポイントを現金換算することができる場合は、その金額分

(4) その他市長が不相当と認める経費

(補助対象期間)

第8条 補助対象期間は、申請日の属する月の初日から当該申請日の属する年度の3月末日までとする。

2 申請日の属する月の初日から当該年度の2月末日までを第1期とし、3月1日から3月末日までを第2期とする。

(補助金の交付申請)

第9条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、さいたま市子どもの居場所づくり事業への運営費補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付し、市長に申請しなければならない。

(1) さいたま市子どもの居場所づくり事業計画書（様式第2号）、

(2) 会食事業を実施しようとする者は、さいたま市子どもの居場所づくり事業収入支出予算書（様式第3号）、食事の提供を伴わない食品等配布事業及び学習支援事業（以下、会食以外事業という）を実施しようとする者は、さいたま市子どもの居場所づくり事業収入支出予算書（様式第3号-2）

(3) 事業の実施に必要なとなる運営費のうち、単価1万円（税込）以上の支出を見込むものについての積算や見積り又は資料

(4) 団体の場合は、定款、規約若しくは会則又はこれらに代わるもの

(5) 構成員名簿

- (6) 申請者の活動状況が分かる資料
 - (7) 預金通帳（口座情報が確認できる頁）の写し
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 申請者は、前項の申請を行うにあたって、当該申請に係る補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。
- 3 前項ただし書の場合において、補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合は、さいたま市子どもの居場所づくり事業への運営費補助金消費税及び地方消費税仕入税額控除報告書（様式第 4 号）により速やかに市長に報告しなければならない。
- 4 前 2 項の場合において、申請者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、市長は報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

（交付の決定）

- 第 10 条 市長は、前条第 1 項の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、必要に応じて現地調査等を行った上で、補助の適否及び補助金の額を決定し、さいたま市子どもの居場所づくり事業への運営費補助金交付・不交付決定通知書（様式第 5 号）により、速やかに申請者に通知するものとする。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定した場合において、必要があるときは、条件を付すことができる。

(交付申請の取下げ)

第11条 申請者は、前条第1項の規定により交付決定通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の内容及びこれに付された条件に不服があるときは、当該通知書を受け取った日の翌日から起算して14日以内に当該申請を取り下げることができる。

(事業の変更等)

第12条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該補助金の申請内容に変更（市長が認める軽微な変更等を除く。）が生じたとき、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、さいたま市子どもの居場所づくり事業変更・中止・廃止承認申請書（様式第6号）を速やかに提出して、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更・中止・廃止の申請があったときは、内容を審査し、さいたま市子どもの居場所づくり事業変更・中止・廃止（承認・不承認）通知書（様式第7号）により補助事業者はその結果を通知する。

(開催結果及び実績の報告)

第13条 補助事業者は、補助事業を実施したときは、第2項に規定する提出期限ごとに、会食事業を実施した者は、さいたま市子どもの居場所づくり事業開催結果報告票（様式第8号）、会食以外事業を実施した者は、さいたま市子どもの居場所づくり事業開催結果報告票（様式第8号-2）に領収書の写し（第7条第2項第3号ただし書に規定する現金換算できるポイントが分かる資料を含む。）並びに納品日及び支出の内訳が分かるものの写しを添付し、市長に提出しなければならない。ただし、第3項第1号に規定する場合に該当するときは、この限りでない。

2 前項の規定による提出は、第1期にあつては当該年度の10月末及び当該期における最終実施日の翌日から起算して7日以内、第2期にあつては当該期における最終実施日の翌日から起算して7日以内に行わなければならない。

3 補助事業者は、前項の規定による各期末の最終開庁日までに、さいたま市子どもの居場所づくり事業実績報告書（様式第9号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。ただし、各期末の最終開庁日に補助事業を実施するなど

やむを得ない理由がある場合は、市と補助事業者にて協議の上、別途提出期限を定めるものとする。

- (1) 各期における最終開庁日が当該年度の最後に実施した補助事業の日の翌日から起算して7日以内の場合は、会食事業を実施しようとする者は、さいたま市子どもの居場所づくり事業開催結果報告票（様式第8号）、会食以外事業を実施しようとする者は、さいたま市子どもの居場所づくり事業開催結果報告票（様式第8号-2）及び、領収書の写し（第7条第2項第3号ただし書に規定する現金換算できるポイントが分かる資料を含む。）並びに納品日及び支出の内訳が分かるものの写し
- (2) 会食事業を実施しようとする者は、さいたま市子どもの居場所づくり事業収入支出決算書（様式第10号）、会食以外事業を実施しようとする者は、さいたま市子どもの居場所づくり事業収入支出決算書（様式第10号-2）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（額の確定）

第14条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、各期の期間のそれぞれについて、当該報告書等を審査し、必要に応じて現地調査等を行った上で、交付すべき補助金の額を確定し、さいたま市子どもの居場所づくり事業への運営費補助金交付額確定通知書（様式第11号）により、補助事業者に通知するものとする。

（交付時期等）

第15条 補助金は、前条の規定による補助交付額確定通知後に交付するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が補助金の交付の目的を達成するために特に必要と認めるときは、補助事業の完了前に補助金交付決定額の全部又は一部を交付することができる。
- 3 補助事業者は、第1項の規定により補助金の交付を受けようとするときはさいたま市子どもの居場所づくり事業への運営費補助金交付請求書（様式第12号）を、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、さいたま市子どもの居場所づくり事業への運営費補助金概算払交付請求書（様式第13号）に、収入及び支

出の時期や金額の見込みが分かる資料を添付して市長に提出しなければならない。

(指導監督)

第16条 市長は、補助事業が交付の決定内容及び付した条件に適合しているか調査するため、補助事業者に対し、報告又は書類の提出を求めることができる。

2 市長は、補助事業が交付の決定内容及び付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し、適合させるための措置を講じるよう指示することができる。

(交付決定の取消し等)

第17条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、さいたま市子どもの居場所づくり事業への運営費補助金交付決定(全部・一部)取消通知書(様式第14号)により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金を交付の目的以外に使用したとき。

(2) 第10条第2項の規定により付された条件を遵守しなかったとき又は市長の指示に従わなかったとき。

(3) 提出した書類の内容に虚偽があったとき。

(4) 法令又は本要綱に違反したとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、その他不正な行為により補助金の交付を受けたとき又は補助金を不正に使用したとき。

(補助金の返還)

第18条 市長は、補助金の交付の決定を変更し、又は取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

2 市長は、第14条の規定により補助事業者に交付すべき補助金の額が確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その差額の返還を命ずるものとする。

(関係書類の整備)

第19条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収入支出を明らかにした書類及び帳簿を整備し、補助事業完了の日の属する年度の翌年度から5年間保管しておかなければ

ればならない。

(財産処分の制限)

第20条 本補助金における、さいたま市補助金等交付規則第20条に規定する市長が指定する期間は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成20年厚生労働省告示第384号）に準じるものとする。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年6月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表1（第7条関係）

1 対象事業	2 対象経費	3 交付額
<p>(1) 子どもの居場所づくり事業に係る運営費</p>	<p>事業の実施に必要となる運営費（別表2参照）</p>	<p>対象経費より以下①②の額（食事材料費で差し引いた額を除く）を差し引いた額</p> <p>①参加者から徴収した参加料</p> <p>②本要綱に定める補助金以外の補助金、寄付金</p> <p>ただし、上限額は以下のとおりとする。</p> <p>月の開催回数の平均が1回に満たないもの 5万円</p> <p>月の開催回数の平均が1回以上2回までのもの 10万円</p> <p>月の開催回数の平均が2回を超え3回までのもの 15万円</p> <p>月の開催回数の平均が3回を超えるもの 20万円</p>
<p>(2) 食事材料費（会食事業を実施する場合）</p>	<p>事業の実施に要する経費のうち、参加した子ども及びボランティアに提供する食事に係る材料費</p>	<p>対象経費より以下①②の額を差し引いた額</p> <p>ただし、食事の提供を受けた者の数が用意した食数を下回っている場合の対象経費は以下の計算式により算出した額とする。（1円未満切捨て）</p> $\text{食事材料費} \times \frac{\text{食事の提供を受けた者の数の合計}}{\text{用意した食数の合計}}$ <p>①子ども等以外の参加者から徴収すべき実費相当額</p> <p>ただし、以下の内、いずれか高い方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実際に徴収した額の合計 ・年間の食事の提供を受けた者一人当たりの食事材料費に子ども等以外の参加者数を乗じた額 <p>②本要綱に定める補助金以外の補助金、寄付金</p> <p>ただし、参加した子ども等の人数に400円を乗じた額を上限とする。</p>

別表2（第7条関係）

備品・消耗品費	調理家電、調理器具、食器、キッチン雑貨、衛生用品、事務用品 等
印刷製本費	事業案内チラシ作成費 等
光熱水費	電気使用料、ガス使用料、水道・下水道使用料 等 ※1
通信運搬費	電話料金、郵送料 等 ※1
保険料	当該年度の事業に係る賠償責任保険料 等 ※1
使用料	会場使用料 等 ※2
負担金	食品衛生責任者講習受講料 等 ※3
その他	疑義が生じた場合には、契約・購入・支出前に、市に事前相談すること。
補助対象外の一例	パソコン・タブレット及び附属機器（プリンタ等） 机（テーブル）、椅子、食器棚等 過度に高価又は貴重とされる物（ブランド品等） 嗜好品（酒、たばこ等） 飲み薬等 換金性の高い物（プリペイドカード等） 人件費、報酬、謝礼

いずれの項目についても、本事業の実施に必要となるものに限る。また、単価1万円（税込）以上の支出を見込むものは、補助金交付申請時に見積書等を添付すること。

- ※1 本事業の実施に係る分と明示できる場合に限る。
- ※2 賃貸借物件等における家賃等の日割りは不可とする。また、団体や団体関係者が所有する物件等における会場使用料の支出は不可とする。
- ※3 様式第1号の添付書類である構成員名簿に記載のある者、及び実施の際に大方従事する者に限る。